

『東三河後見センター』会報 第68号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 6 年 6 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 12

令和 6 年 5 月 18 日(土)、豊川商工会議所 2 階ホールにて、第 18 回通常総会、総会後のイベントとして同ホールで、川端伸子氏(一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす代表理事)による演題『「いつまでもその人らしく暮らすこと」を支援すること～市民参加による法人後見と権利擁護支援について～』の講演会を 5 年ぶりに開催することができました。

講師をお願いした、川端伸子さんには、厚生労働省 社会・援護局 成年後見制度利用促進室の専門官として、成年後見制度利用促進の業務に従事されていた、令和 2 年 5 月に講演会講師のご快諾をいただいていた矢先に、新型コロナウイルス感染症のため中止となった経緯があったので、今回、講演会が実現できたこと、講演会後のアンケートにも、参加者のほとんどの方から満足をいただくことができ嬉しく思いました。第 18 回通常総会、講演会へのご協力ありがとうございました。

「成年後見制度」の運用改善に向けて動き出しました

令和 6 年 2 月 15 日に開催された、法制審議会第 199 回会議資料から現行制度の課題と改善のポイントを会報第 67 号で紹介しました。法制審議会に新たに設置された「成年後見等関係部会」で、①成年後見制度の利用期間(原則有期)、②成年後見制度の利用範囲(被後見人等の意思決定、同意に基づく利用範囲)、③成年後見人等の交代(支援内容、状況に応じて後見人等の交代)などの成年後見制度の運用の改善に向けた議論が始まりました。令和 4 年 6 月から議論され、令和 6 年 2 月に(公社)商事法務研究会より報告された「成年後見制度の在り方に関する研究会 報告書」に基づいて、運用改善の審議が進められていくようです。

「成年後見等関係部会」は、4 月 9 日(火)に第 1 回目、5 月 21 日(火)に第 2 回目、6 月 11 日(火)に 3 回目の審議がされています。この部会での審議が概ね 2 年間予定されています。およその予定としては、来年の夏ごろには中間試案の取りまとめとパブリックコメントを求める機会があり、令和 9 年(2027 年)には改正民法の成立を目指すようです。

「成年後見制度」は権利擁護支援の道具の一つ

成年後見制度の位置づけが、障がい者の権利条約を批准、成年後見制度利用促進法の施行後、徐々に変化しつつあるように感じます。「権利擁護支援」は、本人を中心とした幅広い支援・活動の共通基盤となる考え方で説明されています。そして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを充実させていくことが重要です。権利擁護を支える重要な手段である成年後見制度による身上保護と財産管理の支援によって、本人への意思決定支援と権利侵害からの回復を図りつつ、本人の地域社会への参加と生活を支えていこうとしています。こうした潮流に取り残されることなく、権利擁護支援に関与し続ける、支援を必要としている本人に寄り添い、伴走を続けることができる仕組みを構築していくことが必要かと思えます。

令和 6 年度新城市市民後見人育成事業が始まります

令和 4 年度から始まった、新城市市民後見人育成事業を新城市、新城市社会福祉協議会(新城市権利擁護支援センター)、当法人の協働で実施します。権利擁護支援は地域づくりの一環として重要な役割を果たします。既に活躍されている市民後見人の存在は、地域の権利擁護と福祉等を市民目線で確認することができ、住民が安心して暮らせる地域社会が実現されます。一人でも多くの権利擁護支援者が誕生しますように。(代表理事 工藤明人)

第 18 回 通常 総会 開催 報告



令和 6 年 5 月 18 日（土）、12 時 30 分より受付が開始され、13 時から 14 時 00 分までの 60 分間、豊川商工会議所 2 階 A・B ホールにて、第 18 回通常総会が開催されました。

コロナ禍により、第 14 回以降は大幅に規模を縮小して行われていた通常総会ですが、新型コロナの 5 類感染症移行を受けて、昨年度からは、ほぼ例年通りの規模に戻りました。今年度は、総会終了後の講演会と懇親会が 5 年ぶりに行われるなど、コロナ禍以前と同様のプログラムとなりました。

議決権のある正会員 60 名のうち、会場出席者は 22 名、委任状出席者は 22 名でした。また、正会員以外のオブザーバー参加者は 10 名でした。司会は山本事務局長、議長には杉山智子さん、議事録署名人には池田進さんと工藤代表が選任され、審議を滞りなく運営することができました。ありがとうございました。

上程された議案は、第 1 号議案「令和 5 年事業報告（案）」、第 2 号議案「令和 5 年度決算報告（案）」、第 3 号議案「令和 6 年度事業計画（案）」、第 4 号議案「令和 6 年度活動予算（案）」の 4 議案です。これら各議案について、第 1 号議案を井上が、第 2 号議案を長谷川愛さんが、第 3 号議案と第 4 号議案を工藤代表がそれぞれ説明をし、審議が行われました。これら議案は、満場一致で原案の通り承認可決されました。

講演会「いつまでもその人らしく暮らすこと」を支援すること ～市民参加による法人後見と権利擁護支援について～

講師 （一社）権利擁護支援プロジェクトともす 川端 伸子 氏



総会終了後 14 時 30 分より、会場をそのまま引き継ぎ、「一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす」の川端伸子氏による講演会「『いつまでもその人らしく暮らすこと』を支援すること ～市民参加による法人後見と権利擁護支援について～」が開催されました。総会出席者に加えて一般の参加者も加わり、参加者総数は 54 名となりました。

講演会では、最初に成年後見制度の概要

について、次に中心テーマである意思決定支援について、最後にこれからの権利擁護支援についての講義が行われました。

特に印象的だったのは、誰もが「私の人生の主人公は、私」であり、たとえ他人から見れば愚かな行為であっても、ささやかな幸せを生きる権利（愚行権）は尊重されるべき。よって支援者は「保護」「あなたのため」という名目で本人の生活をきつく縛ってはならない、という意思決定支援の際の基本的な考え方でした。



選択も、本人の意思を持って行うことについては、意思決定の支援をしていく』という言葉がとても印象的でした。私達や一般からみた正解や安定した選択を本人様ができることがベストという訳ではない、ということが今日の学びでした。本人様が自分で決められたという実感がもてるような支援をしていきたいと思えます」といった声が多数寄せられました。自分自身も今後の後見活動に役立てていきたいと思えます。

総会ならびに講演会が無事終了し、引き続き17時より、豊川駅前の「鳥と魚」で、理事ならびに市民後見人の懇親会が行われました。

懇親会には、講演会講師の川端伸子氏も出席され、総出席者数は24名でした。

コロナ禍で市民後見人同士が直接顔を合わせる機会が少なかったこともあり、初顔合わせの方々もいたようですが、良い交流の機会となりました。今年度もこうした機会を積極的に作っていければと思います。 (文責 井上 裕一)



講演会の最後に行われた質疑応答では、奥様が後見を受けていらっしゃる方が「妻がドイツニーランドに行ったとき、小遣いの上限を大きく超えてキャラクターグッズを爆買いしてしまい、周囲はみな非難する気持ちになった。しかし、今日の講演で、本人の買いたい気持ちを尊重してよいとわかり、ほっとした」という感想を述べられました。

今回の講演会には、行政機関や医療福祉系の方々が数多く参加されましたが、アンケートには、「『周りから見ても一見不合理に見える



市民後見人活動を振り返って

村川 賢一

<フォローアップ研修は大事！>

3月末、施設入所をしていたAさんが亡くなってしまいました。

私の市民後見人活動中、初めての死亡ケースとなりました。生前のAさんとのお付き合いは、およそ12年間続いたわけです。後見活動は、生きている人への支援活動ですから、死亡に関わる事務はそんなに多くあることではないと思います。

Aさんが入院されたのは、2月のことでしたが、癌の末期であったため、手術による回復に向けた治療は困難な状態で、緩和治療を続けるしかないと、ドクターから説明を受けました。この状況から、いずれ死亡もあり得ると判断し次の支援策を考えなければいけないと思い、ガイドラインに記されている死亡後事務についての学習をしました。

Aさんには、相続人として考えられる存在としてお母さんが他市に住んでおられました。お母さんも、近年認知症を発症して、施設生活をされていて、私たちの法人とは別の機関の成年後見を受けておられました。そこで、お母さんの後見人に連絡をしました。お母さんの後見人からは、もしかの時には、遺留財産の相続を受けてくださることをお願いし、了承を得ることができました。

ところが、Aさんが亡くなっておよそ2週間後、お母さんが急に亡くなられたとの連絡が入りました。私としては頼りにしていた相続人がいなくなってしまったので、適切に死亡後事務を行えるよう次なる決断をせまられたのでした。

お母さんの後見人とのやり取りの中から、Aさんには、弟さんがいて2年ほど前に調査をした結果、B県に住所を定めていたことを確認しているとのことを知らせていただきました。が、その後手紙による連絡を試みてはいたけれども、返事がない状態で困っていたとも言われました。

死亡による財産の処理については、私もお母さんの後見人も同じことです。弟さんの所在確認を早急にされる様子であったので、その結果を当方にもお知らせいただけるようお願いしました。

死亡後事務については、更に続くわけですが、時間の無駄遣いを許されることではないので、法人の代表理事にも相談しながら、なんとか日々を過ごしています。

このような局面に出会って、今さらながら、フォローアップ研修をまじめにやってこなかったことの反省を強いられました。一つには、死亡後事務を含めた、様々な事態を想定した後見活動のやり方の学習ができていなかったことです。日頃の忙しさを理由に勉強してこなかったことがこの事態を迎えて、強く感じたものです。

それに加えて、長年（？）漫然とやってきた活動と記録の整理が、十分でなかったことを痛感しました。Aさんのケースでは、普段の事務管理の中で、親等表の確実な確認をしてこなかったのです。急変する生活実態に適切な対応をするためには、基礎的な状況確認は欠かせないものです。ハンセイです。

<もっと、市民後見人を！>

後見活動は、難しい対応をしなければならない時もあり、気を引き締めなければならないと思う反面、昨今の社会状況から、高まる後見需要に対しては、もっと市民後見人の確保が必要であることを感じています。

個別の市民後見人では、対応可能な件数に限りがあります。どのような事態にでも対応するためには、余裕が必要なのです。より丁寧な後見活動を実行するには、より多くの市民後見人がいなくてはなりません。また、いつでも出動可能な市民後見人であればこそ、被後見人様にしっかり寄り添うことができます。丁寧な権利擁護支援の研修を受けるたびに、多くのケース数を保持する専門家集団による後見活動では、個別の意思決定支援は難しいのではないかとその思いが募ります。

人間の生活は、それ自体深い専門的な知識を持たないといけないものではありません。生まれた瞬間から、人は自然に呼吸をしています。教えられなくてもできる生活力は誰にでもあるものではないでしょうか？人として生きていくための支援は、誰にでもできることではあるのだと思われまます。

ただし、何事か不都合なことが起こると、簡単にうろたえてしまう存在でもあります。心配は尽きません。そんなアンビバレントな社会でも誰もが心配しないで平穩に生活を続けられるようにするためには、助け合いが必要です。

高度な知識や能力を持った支援員が増えることを待つよりも、普通の人々が普通に助け合いをすることの方が簡単です。

更に進んでいくであろう少子高齢化社会を安心して生きていくためには、難しい専門職を育てて安定を図ろうとするよりも、当たり前にある、地域に住んでいる普通の市民が、普通に助けたり助けられたりできれば十分でしょう。そんなことを実現するために、より多くの市民後見人を育てましょう。

会 員 紹 介

池田 妙子



私は、令和 5 年度市民後見人養成講座を受講させていただきました。そして、令和 6 年 4 月から市民後見人としていろいろ教えてもらいながら活動をさせてもらってます。活動をさせてもらって、後見人は被後見人の人生に大きく関わっていく責任の大きなやりがいのあるお仕事だと感じています。

私は初め、福祉に関心がまったくありませんでした。福祉の世界に入ったのは子供に障がいがあると分かってからでした。聞いた話ではなく、自分の目でいろいろ見てみたくて、訪問介護・高齢者施設・障がい者施設と働いてきました。そして、介護福祉士を取得しました。福祉のことを深く学ぼうを思い、日本福祉大学通信教育部に編入して、社会福祉士を取得しました。

現在は、障がい者のグループホームの世話人と高校の非常勤として働いています。また、同じ悩みを持った方の力に少しでもなりたいと某障がい者団体の役員をさせてもらっています。

私になりたい後見人像は、被後見人の意思決定を最大限に尊重しながら、被後見人の最善の利益になるように行動していける後見人です。

後見人は親や家族ではないけれど、どこまでも被後見人に寄り添い被後見人のこれからの人生と一緒に伴走していきたいと思っています。

これからもいろいろよろしくお願い致します。

令和6年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和6年6月20日現在)

正会員費納入者（敬称略） 48名（うち匿名1名）

- ・山口裕啓 ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・池田妙子 ・加藤啓子 ・田中剛 ・近藤由美子
- ・中村成人 ・工藤明人 ・杉浦弥生 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・影山恒太 ・花田玲子
- ・坂柳ゆかり ・村川賢一 ・齋藤尚 ・佐藤美子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・梅田大己
- ・高森陽一郎 ・二村良子 ・本多啓枝 ・岡本守 ・田中幸一 ・豊田和浩 ・長谷川愛
- ・長坂宏 ・福住幸子 ・細野京子 ・今泉全勝 ・西川邦輔 ・杉山智子 ・藤田慎 ・今泉博充
- ・神谷典江 ・小野晴美 ・古瀬修 ・金田貴子 ・高柳大太郎 ・北沢悦子 ・足立和男
- ・小林佳子 ・中島由恵

賛助会員費納入者（敬称略） 63名（うち匿名8名）

- ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・中谷芳孝 ・彦坂ケサエ ・八木憲一郎 ・大林充始 ・西田初美
- ・足木充邦 ・磯村隆樹 ・大須賀康 ・片岡京子 ・惣卜厚子 ・都築昭吉 ・中野正二 ・夏目滋
- ・秋田誠二 ・金沢富雄 ・清水則子 ・藤倉陽子 ・山内康敏 ・田村真美子 ・鶴巻信一
- ・寺部美代子 ・小川祐子 ・田村陽子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・佐宗健二 ・水野登代子
- ・山口純子 ・石原紀久代 ・成瀬明子 ・藤戸繁美 ・伊與田千鶴子 ・額光幸 ・廣永義昭
- ・荒川暁子 ・小栗久美 ・夏目みゆき ・樋口茅子 ・松田朝夫 ・稲垣良子 ・北村隆信
- ・河村祐子 ・内藤加代子 ・吉本京子 ・大橋茂樹 ・室田美知代 ・豊田弘子 ・工藤栄
- ・山本勇雄 ・廣田祥久 ・西田妙子 ・新村知弘 ・岡本由紀子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 4法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市手をつなぐ育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・豊川精神障がい者家族会むつみ会

寄付者（敬称略） 33名（うち匿名4名）

- ・池田進 ・彦坂敏 ・古川伸 ・中村成人 ・加藤勝美 ・山本達也 ・荻邦子 ・小川祐子
- ・野呂壽海雄 ・石原紀久代 ・蟹江充子 ・鈴木光子 ・三浦正博 ・村川賢一 ・花井昭典
- ・花井則文 ・額光幸 ・二村良子 ・北村隆信 ・本多啓枝 ・岡本守 ・勝見康夫 ・福住幸子
- ・北沢伊 ・齊藤歯科医院 ・小林修 ・梅村勝久 ・中島由恵
- ・蒲中昭和 29年度卒業3年3組クラス会

東三河後見センターの今後の予定（7月～9月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第2会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理事会 7月19日(金)、9月20日(金) 14:00～ 事務所内

○夏季休暇 8月13日(火)～8月15日(木)

○事務局会議 7月9日(火)、8月20日(火)、9月10日(火) 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和6年6月20日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和6年4月1日現在受任者数	72名	31名	13名	1名(保佐)	117名
今年度受任者数(令和6年4月～)	4名	1名	0名	0名	5名
今年度終了者数(令和6年4月～)	0名	1名	1名	0名	2名
令和6年6月20日現在合計	76名	31名	12名	1名	120名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	15名	7名	4名	2名	0名	0名	岡崎1、湖西1	30名
知的障がい者	26名	7名	11名	3名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	66名
精神障がい者	13名	2名	5名	1名	0名	1名	幸田1、東栄町1	24名
合計	54名	16名	20名	6名	1名	15名	8名	120名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	3名	4名	0名	7名
知的障がい者	26名	5名	5名	36名
精神障がい者	4名	1名	0名	5名
合計	33名	10名	5名	48名

市民後見人23名の方が上記表の48名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家、家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和6年4月1日～令和6年6月20日現在)

- 賛助会員費納入者 : 67名 (法人賛助会員4法人含む)
- 寄 付 者 : 33名
- ◎ 認定寄付者人数 : 85名 (年間目標100名以上!!)

年会費

- 個人正会員 5千円
- 法人正会員 1口2万円以上
- 個人賛助会員 3千円
- 法人賛助会員 1口1万円以上

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 本号で報告したように、今年度の総会はコロナ禍以前の規模に戻り、久しぶりの講演会・懇親会は大盛況となりました。2019年12月以降、長い間活動が制限されてきましたが、その間に後見制度の方向性は大きく変わり、新たな市民後見人の方々が着実に育ってきました。次回の総会も今年以上に充実した内容で開催できればと思います。 (井上 裕一)